

博士課程教育の質の向上の必要性

- グローバルな知識基盤社会に未知の課題解決を先導する優れた博士の養成を各国とも強化
- 我が国も大学院の量的整備を図ったが、博士が産学官を問わず十分活躍するには至らず、将来の十分な見通しを持たず、優秀な人材が修士で就職し博士課程入学者が減少する傾向
- 国家的な危機の中で、高い専門性はもとより俯瞰的視点から物事の本質を捉え、持てる知識を駆使し、未知の課題の解決や社会の創造を牽引する高度人材の養成は急務

分野の枠を超えた体系的な教育を経て、分野の枠に拘われない独創的な研究を遂行させる密接な指導により、博士課程教育の質を高めることが急務。このための一貫したプログラムを持った博士課程教育の構築が必要

優れた取組事例の情報提供等による上記趣旨の周知に加え、以下の施策により推進

予算的対応

博士課程教育リーディングプログラムの開始（平成23年度～）

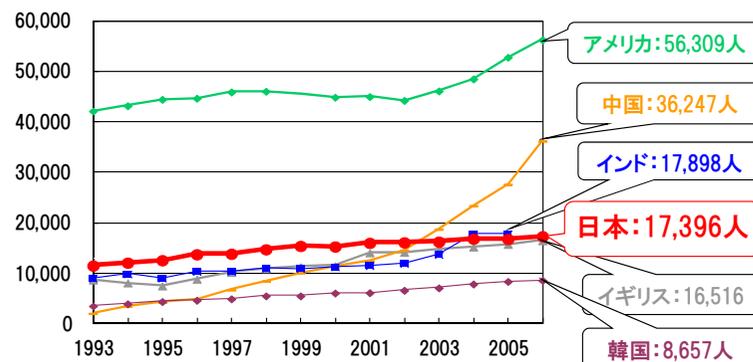
産学の対話の場

グローバル人材・イノベーション人材の養成を推進する「産学協働人材育成円卓会議」の立ち上げ（平成23年7月）

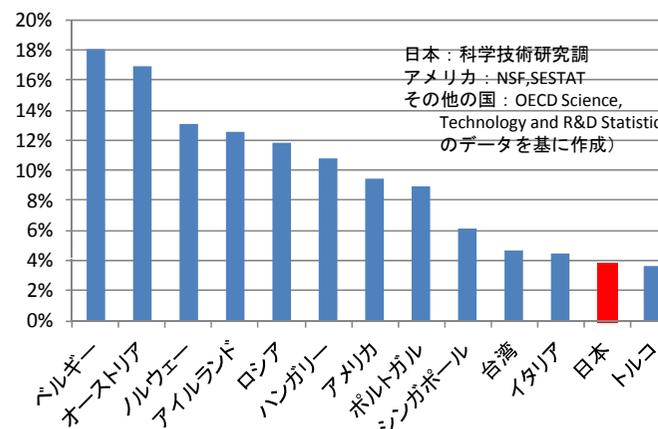
制度的対応

博士論文研究基礎力審査の導入（省令改正予定）

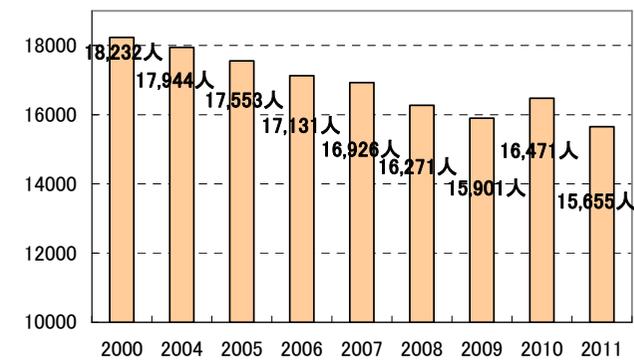
【主要国の博士号取得者数の推移】



【企業研究者に占める博士号取得者の割合】（2006）



【我が国の博士課程入学者数の推移】



大学院設置基準等の一部改正案（要綱）

改正の趣旨

中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月。以下「大学院答申」という。）における提言を踏まえ、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍できる高度な人材を養成するため、一貫したプログラムを持った体系的な博士課程教育を構築し、博士課程教育の質を高めるとともに、併せて、公正な入学者選抜に係る規定の整備を行うもの。

改正の概要

博士論文研究基礎力審査関係

- 博士課程の前期の課程は、修士課程として扱われ、当該課程を修了し修士の学位を授与する要件として、修士論文又は特定課題の研究成果という一定の研究成果の審査と試験を課している。
- 今回の改正により、博士課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する学則に定めるプログラム等において、「博士論文研究基礎力審査」を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験に代えて導入することを可能とする。

入学者選抜関係

- 大学設置基準にある「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」との規定を、大学院設置基準にも整備する。

大学院設置基準の改正

博士課程の前期の課程を修了し修士の学位を授与する要件について、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができることとする。

学位規則の改正

一貫制博士課程における修士の学位授与について、前記「1.」の修了要件を満たした者に対しても行うことができることとする。

学校教育法施行規則の改正

外国の学校の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当する審査により、修士の学位を有する者と同等以上と認められた者に、博士課程の後期の課程の入学資格を付与することとする。

大学院設置基準の改正

「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」との規定を整備する。